



佐世保市 幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録
幼保連携型認定こども園園児指導要録・認定こども園こども要録 Q&A②

令和元年6月

《保育所》

Q1 入所（園）時期、Mの記入について

- ①保育所ですが、母親の育休の都合で3ヶ月退所し、その間一時保育を利用していた児童について「最終年度に至るまでの～」の部分に記入して良いのでしょうか？市役所の入所の対象にはならないはずですが。退所したので。
- ②3ヶ月別の園に転園して（なじめずに）再入園した児童についても同じような記入の仕方での良いのでしょうか。
- ③入園し途中退所、1年後に再入所した場合に特記事項ではなく、入園の欄にまとめて記入してはいけないのですか？
- ④Mの欄についてですが、入園してからの児童の記録は、特に問題がなければ記入しなくていいのでしょうか。（0～4歳迄の子どもの様子や状態）

A 1

Mの記入内容は、家庭環境も含めて子どもの育ちを理解する上で、特に重要と考えられる事項になります。

○①②③ともに、M「最終年度に至るまでの～」の部分に記入してください。

○④の場合、特になければ、「特記事項なし」または、斜線を引いてください。

Q2 現住所の捉え方について

「現住所」の現とは提出時のものでしょうか？その場合、変更、訂正とはどういう意味になるのでしょうか。

A 2

○保育所の要録記入時期（1月～3月）の現住所を記入してください。記入後に、変更があった場合は、赤1本線で訂正してください。

Q3 「10の姿」別添えの枚数について

幼児期の終わりまでに育って欲しい姿（10の姿）について（様式）P2の（2）の別添え、と書いてありましたが、送付時に一緒に同封するのでしょうか？又、要録は従来通り1枚送付と読みとれますが、それで良いのでしょうか？

A 3

○別添えにする「10の姿、3つの柱」については、両面印刷にし、各学校への送付時に1枚を同封してください。その他は、今までの送付方法と変わりません。

Q4 指導の重点等 **G**と**H**の記入について

- ① “指導の重点等”という項目について記入例を教えてくださいと有難いです。
- ②指導の重点について、学年の重点と個人の重点の書き方の例があれば教えてください。

A 4

○（学年の重点）：年度当初に、教育課程または全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入します。学年で統一した内容です。

- ＊例
- ・自分たちで遊びや生活を作り出す中で、互いのよさに気づき、一緒に過ごす楽しさを味わう。
 - ・友達と共に過ごす喜びを味わい、自分たちで遊びや生活を進め、充実感を味わう。
 - ・自分の力を十分に発揮しながら取り組み、充実感ややり遂げた喜びを味わう。

（個人の重点）：1年間を振り返って、当該子どもの指導について特に重視してきた点を記入します。個別に対応した内容の為、一人一人異なります。

- ＊例
- ・よいところを認めながら、自分を表現したり、時には我慢する経験をしたりして、友達のよさに気づき園生活を楽しむ。
 - ・友達と思いや考えを伝え合い、協力したり分担したりしながら取り組み、自分たちで遊びや生活を進めていく楽しさを味わう。
 - ・思いや考えを伝え合いながら、友達と一緒に遊びや生活を進めようとするよう、友達と協同して遊ぶ経験を多くもつようにする。

☆参照：わかりやすい！平成30年度改訂

幼稚園・保育所・認定こども園「要録」記入ハンドブック（株式会社ぎょうせい）

神長美津子/塩谷 香 編著



＜認定こども園＞

Q1 教育日数、出席日数について

- ① 新入園児と在園児はどうなりますか？（同一年齢の全ての子が同日日数とありますが、例えば、始業式 4/7、入園式 4/11 の場合がどうなりますか？）
- ② 保育所型認定こども園の場合の出欠状況はどうなるのですか？記入しなくても良いのか、記入するのであれば1号認定と2号認定では、土曜日や夏休みの関係で、教育日数が違うのですがそれでもよいのですか？

A 1

○①新入園児と在園児では、異なります。

②国の通知文（☆参照）では、「保育所型認定こども園においては、保育所児童保育要録を作成することが可能であること。」（☆参照）とあるため、教育日数は保育所と同等な扱いと考え、斜線とします。

＊手引書～作成と送付～P7 **J**では、「幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日であり、同一年齢の全ての子どもについて同日日数となります。」としており、保育所型認定こども園の場合とは異なります。

☆参照：「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号 平成30年3月30日付）

5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における認定こども園こども要録の作成等の留意事項

Q2 ☐の特記事項について

☐の特記事項についてですが、「多動傾向にある」等は診断が出ていなくても記入して良いですか？

A2

○～作成と送付について～P8☐の記入例については、「多動傾向にある（発達センター受診中）」としており、診断名がついている場合を想定しています。その他、参考例として示していますが、できるだけ具体的に記入するようにしてください。

Q3 要録を記入する学年について

要録を書くのは年少から年長までですか？年少々はいらないのですか？いるときは、年長用を使用し、これまでの1枚で3学年、記入できる様式は使用しないのですか？

A3

○年少々や年少、年中の要録作成にあたっては、これまで使用されていた様式と佐世保版の様式を各施設で検討し決定していただくことになります。

特に、年少々の記入については、国の通知文（☆参照）では、「満3歳未満の園児の、次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項、配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入すること。」とあり、様式参考例の項目欄は、指導の記録の下段に取られています。佐世保版の☐最終年度に至るまでの子どもの育ちに関わる事項の欄の扱いと考えられます。

☆参照：「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号 平成30年3月30日付）

【満3歳未満の園児に関する記録】

Q4 転園する場合の要録の送付について

- ① 認定こども園から認定こども園や幼稚園に転園する時、要録を送付しなくてもいいのですか？こども園から要録を送付されてきたり、送付したり、これまでしていたのですが…。
- ② 就学前に送付する要録についてですが、年長時期に転園してきた園児の要録のみが必要なのか？また、年中、年少（満3歳）時期に転園してきた園児の要録も必要なのか、お聞きしたいと思います。

A4

○①～作成と送付について～P10＜転入園の場合＞では、小学校へ送付する場合です。3歳・4歳での転園の場合には、これまで同様、要録を送付してください。

A 4

○②年中、年少（満3歳）時期に転園してきた園児の要録も必要です。[M]最終年度に至るまでの子どもの育ちに関わる事項に記入する際に、転園してくる前の様子が記入できませんので、併せて送付してください。



《幼稚園》

Q1 パソコン入力の場合の住所・氏名の変更方法について

パソコン入力の場合でも、住所・氏名の変更の時は前の記入した文字が見える状態にしたうえで、赤1本線に変更する必要があるのでしょうか？修了時のデータだけで良いのでしょうか？

A 1

○パソコン入力の場合も、赤1本線の変更が必要です。修了時のデータだけでなく、3歳・4歳で住所・氏名の変更があった場合も同様に修正してください。幼稚園の要録は、すべての公簿の原本となりますので、入園から早い時期（5月頃）に学籍の記録の部分を記入し、年度内に住所・氏名の変更があった場合に備えて、欄の上段に記入しておきます。

Q2 [M]と[I]の記入内容について

[M]最終年度に至るまでの子どもの育ちに関わる事項と[I]子どもの育ち・教育・指導上参考となる事項の内容が同じ場合は、どちらも記入した方がよろしいですか？

A 2

○[M]と[I]の記入内容は違います。[I]子どもの育ち・教育・指導上参考となる事項は、1年間の指導の過程と子どもの育ちつつある姿について記入します。[M]最終年度に至るまでの子どもの育ちは、子どもの入園時から最終年度に至るまでの育ちに関して、最終年度における子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入します。

*[M]：子どもの入園が3歳だとすると、3歳・4歳の子どもの姿を振り返り、5歳児の子どもの育ちを理解する上で特に重要と考えられることを記入することになります。

[I]：5歳児1年間を振り返って全体的・総合的に捉えた子どもの姿を記入します。

Q3 ～作成と送付について～P10＜転入園の場合＞の捉え方について

幼教センター作成のレジュメ10ページに記載＜転入園の場合＞の記述について、A園、B園両方の要録の送付は、最終年度のみ行う事例ととらえてよいのか。

A 3

○ここでは、最終年度に小学校へ送付する場合を示していますが、3歳児、4歳児、5歳児の年度途中で転園先に送付する場合も、同様です。

*一人の子どもが、3歳はA園、4歳はB園、5歳はC園に在籍した場合は、①A園からB園へ要録を送付し、②B園は、A園・B園の要録をC園へ送付し、③C園は、A園・B園・C園の要録を小学校へ送付します。

